

令和5年度の 幼稚園教育の無償化に伴う徴収額や 各市町の補助など

- 保育料について(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児が対象です)
 - 月 25, 700 円を上限として、安松幼稚園の全家庭に、保育料が助成されます。
 - 月の途中で転入・転出の場合は、日割り計算での助成となります。
- 放課後や長期休業中の預かり保育について (3・4・5歳児, 但し満3歳児は市町村民税非課税世帯が対象です)
 - 新2号が認定されると、月 11, 300 円を上限として、1日につき 450 円が助成されます。
- 各市町の補助(満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児が対象です)
 - 給食費の補助：泉佐野市, 田尻町の園児には、市町から給食費全額の月額 1,600 円が補助されます。
 - 副食費の補助：他の市町では、第3子以降の各家庭、もしくは市町村民税所得割77,100円以下の世帯に対して、副食費(給食費の8割に当たる1,280円)が補助されます。
 - 泉佐野市では、保護者の経済的負担を軽減するために、入園時に
 - 小学校3年生から数えての第3子, 生活保護世帯, 市民税非課税世帯の第2子に対して 年額54,000円
 - 市民税非課税世帯の第1子に対して 年額18,000円 などの助成があります。

令和5年度 毎月の徴収額

安松幼稚園の保育料は、月額 26,000 円ですが、幼稚園教育の無償化により月額 25,700 円が補助されますので、徴収額は 毎月 300 円です。

市町によっては、給食費が補助されますので、市町ごとの毎月の徴収額は次の通りです。

- 給食費が全額補助される 泉佐野市・田尻町 の園児の徴収額

保育料	教育充実費	給食費	冷暖房費補助	絵本代	計
300	2,000	0	500	440	3,240

バス利用者は 3,500円が必要ですので
月計は 6,740円 となります

- 給食費が補助されない市町の園児の徴収額

保育料	教育充実費	給食費	冷暖房費補助	絵本代	計
300	2,000	1,600	500	440	4,840

バス利用者は 3,500円が必要ですので
月計は 8,340円 となります

- 副食費が補助される家庭の場合 給食費を 320円 として計算下さい。

預かり保育の費用 令和5年度から 午後7時までの預かりとなります

- 通常時の預かりの場合

午後6時までの預かりを基本部分とし、それ以後30分ごとに100円の追加料金が必要です

- 月・火・木・金など午後の保育がある場合

正課の保育が終了後～午後6時 500円

- 水などの午前保育の場合

正課の保育が終了後～午後3時 450円 正課の保育が終了後～午後6時 900円

- 上記ともに 午後6時30分までは100円 午後7時までの利用は200円の追加となります。

補. 助成金の例

ある年の6月、全日 午後6時までホームクラスに預けたとします。

水曜日が4日間、水以外が16日の場合、 $500 \times 16 + 900 \times 4 = 11,600$ 円 となります。

新2号認定を受けていると思われるので、 $450 \times 20 = 9,000$ 円 の助成があります。

従って1ヶ月全日預けて $11,600 - 9,000 = 2,600$ 円 の支払いでよいこととなります。

- 夏・冬・春休み などの長期休業中の場合

もちろん長期休業中にも、1日当たり 450 円 の助成が出ます。

- ① 預かりの時間 午前8時～午後7時 です。

基本部分：午前8時30分～午後6時

早朝部分：午前8時～午前8時30分 夕方部分：午後6時～午後7時

- ② 預かりの費用

- 基本部分
 - ・午前預かり : 午前8時30分～12時 は 500円
 - ・午前預かり(園で昼食) : 午前8時30分～午後1時 は 700円
 - ・午後預かり : 午後1時～午後6時 は 800円
 - ・午後預かり(園で昼食) : 12時～午後6時 は 900円
 - ・午前からの預かり(園で昼食) : 午前8時30分～午後3時 は 1,000円
 - ・1日預かり(園で昼食) : 午前8時30分～午後6時は 1,300円

- 早朝部分の利用は 100円

夕方部分の利用は 午後6時30分までは100円 午後7時までの利用は200円の追加となります。

- ★助成金は、各家庭が一旦 預かり保育料を全額 園に支払った後に、助成額が 後日 各家庭の通帳に振り込まれます。

- ★預かり保育時に給食がある場合は、1食当たり 300 円を徴収します。

